表ソルガムの項中「開花時の苞えいの色、開花時のえいのアントシアニン着色の強弱、開花時のえいの毛じのアントシアニン着色の強弱、開花時の護えいののぎの着生の強弱」を「開花時の苞穎の色、開花時の穎のアントシアニン着色の強弱、開花時の穎の毛じのアントシアニン着色の強弱、開花時の護穎の芒の着生の強弱」に、「成熟期のえいの色、成熟期のえいの長さ、脱穀後のえい果の色」を「成熟期の穎の色、成熟期の穎の長さ、脱穀後の穎果の色」に改め、「胚乳のガラス質の色」の次に「、茎の甘味、紫斑点病抵抗性」を加え、同表あかクローバーの項中「あかクローバー」を「あかクローバ」に改め、同表しろクローバーの項を次のように改める。

しろクローバ	草高、株張り、草姿、節間長、茎の太さ、葉柄の長さ、葉柄の太さ、小葉の長さ、小葉の幅、小葉の大きさ、小葉の長さ／幅、小葉の形、小葉の先端の形、変葉の多少、平均小葉数、葉の密度、葉の緑色の濃淡、葉の主な色（複色品種に限る。）、葉の二次色（複色品種に限る。）、葉の三次色（複色品種に限る。）、葉の斑の型、葉の斑の鮮明度、花の色、花柄の長さ、花柄の太さ、頭花の数、頭花の直径、開花性、開花期、青酸配糖体含有個体割合（飼料用品種に限る。）

表あきにれの項を次のように改める。

あきにれ	樹形、樹冠の形、樹高、枝の翼の有無、分枝の粗密、葉の形、葉の先端の形、葉の基部の形、葉の鋸歯の形、葉身の長さ、葉身の幅、若葉の春季の色、成葉の夏季の色、成葉の秋季（紅葉）の色、成葉の斑の有無、成葉の斑の模様、斑のある葉の割合、成葉の斑の色

表ぶどうの項を次のように改める。

ぶどう	ほう芽期、幼しょうの先端の葉の開度、幼しょうの先端の綿毛の密度、幼しょう先端の綿毛のアントシアニン着色の強弱、幼しょう先端の絨毛の密度、若葉の表面の色、若葉裏面の葉脈間の綿毛の密度、若葉裏面の主脈上の絨毛の密度、新しょうの向き、新しょうの節間の上面の色、新しょうの節間の下面の色、新しょうの節の上面の色、新しょうの節の下面の色、新しょうの節間の絨毛の密度、新しょうの巻きひげの長さ、花穂の長さ、花性、成葉の大きさ、成葉の形、成葉の表面の凹凸の強弱、成葉の裂片数、成葉の上裂刻の深さ、成葉の上裂片の重なり（裂刻のある品種に限る。）、成葉の葉柄側裂刻の重なり、成葉の鋸歯の長さ、成葉の鋸歯の長さ／基部幅、成葉の鋸歯の形、成葉表面の主脈のアントシアニン着色の強弱、成葉裏面の主脈間の綿毛の密度、成葉裏面の主脈上の絨毛の密度、成葉の主脈に対する葉柄の長さ、成熟始期、果房の大きさ、果房の着粒密度、穂梗の長さ、穂梗の色、果粒の大きさ、果粒の形、果皮の色、果粉の多少、脱粒の難易、果皮の厚さ、果皮と果肉の分離性、果肉のアントシアニン着色の強弱、果肉の硬さ、肉質、果汁の甘味、果汁の多少、果実の香り、種子の有無、熟しょうの色、花振るいの多少

表ライティア　アンチディセンテリカの項を次のように改める。

ライティア　アンチディセンテリカ	樹姿、樹高、幹の太さ、幹の色、節間長、葉身の形、葉身の先端の形、葉身の基部の形、葉身の横断面の形、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の表面の色、葉身の裏面の色、葉身の斑の有無、葉身の斑の模様、葉身の斑の色、葉身の光沢の強弱、葉身の表面の毛の有無、葉身の裏面の毛の有無、つぼみの色、つぼみの巻き方、花の直径、花冠裂片の形、花冠裂片の先端の形、花冠裂片の重なり、花冠裂片の湾曲の程度、花冠裂片のねじれの強弱、花冠裂片の長さ、花冠裂片の幅、花冠裂片の表面の色、花の数、花筒の長さ、花筒の外面の色、副花冠の有無、副花冠の形、小花の向き、花冠裂片の数、雄ずいの色、がく裂片の色、花柄の長さ、花柄の色、花の香りの有無、開花始期

表ザルジアンスキア　オウァタの項の次に次のように加える。

ザミオクルカス　ザミーフォリア	葉の長さ、葉の幅、葉柄の長さ、葉柄の太さ、葉柄又は葉軸の斑紋の有無、小葉の形、小葉の長さ、小葉の幅、小葉の数、葉の色、葉の斑の有無、葉の斑の種類、葉の斑の色

表とうもろこしの項を次のように改める。

とうもろこし	第一葉しょうのアントシアニン着色の強弱、第一葉の先端の形、葉の数、葉の緑色の濃淡、葉身の周縁の波打ちの強弱、葉の着生角度、葉身の反り、茎の屈曲の強弱、雄穂の開花時期、雄穂の穎基部のアントシアニン着色の強弱、雄穂のアントシアニン着色の強弱（穎苞基部を除く。）、やくのアントシアニン着色の強弱、雄穂の主軸と一次枝梗の角度、雄穂の一次枝梗の反り、雄穂の一次枝梗の数、絹糸の抽出期、絹糸のアントシアニン着色の強弱、絹糸の色、仮根のアントシアニン着色の強弱、雄穂の小穂の粗密、葉しょうのアントシアニン着色の強弱、節間のアントシアニン着色の強弱、雄穂の最下枝梗着生部からの主軸の長さ、雄穂の最上枝梗着生部からの主軸の長さ、雄穂の一次枝梗の長さ、草丈、草丈と雌穂着生位置の比、葉身の幅、穂柄の長さ、雌穂の長さ、雌穂の直径、雌穂の芯の直径、雌穂の数、雌穂の重さ、雌穂の形、雌穂の粒列数、雌穂の粒の色数（スイートコーン及びワキシーコーン品種に限る。）、粒の黄色の濃淡（スイートコーン品種に限る。）、粒の長さ（スイートコーン品種に限る。）、粒の幅（スイートコーン品種に限る。）、雌穂の粒の型、雌穂の粒の縮みの強弱、雌穂の粒の先端部の主な色、雌穂の粒の側面の色（スイートコーン品種を除く。）、ポップコーンの形（ポップコーン品種に限る。）、雌穂のほう葉のアントシアニン着色の強弱、粒の甘味、倒伏抵抗性

○農林水産省告示第五百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七条第一項の規定に基づき、平成三年七月二十五日農林水産省告示第九百七十二号（森林法の規定に基づき、森林計画区を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

群馬県の部利根下流の項中「勢多郡一円」を削る。

新潟県の部中越の項中「北魚沼郡一円」を削る。

静岡県の部静岡の項中「庵原郡一円」及び「志太郡一円」を削り、同部富士の項中「富士郡一円」を削り、同部天竜の項中「浜名郡一円」を削る。

愛知県の部尾張西三河の項中「弥富市一円」を「弥富市一円
あみよし市一円　」に改め、「西加茂郡一円」を削り、同部東三河の項中「宝飯郡一円」を削る。

滋賀県の部湖北の項中「東浅井郡一円」及び「伊香郡一円」を削る。

山口県の部山口の項中「美祢郡一円」を削る。

福岡県の部福岡の項中「前原市一円」を削り、「福津市一円」を「福津市糸島郡一円
糸島市一円　」に改め、「糸島郡一円」を削る。

佐賀県の部佐賀東部の項中「佐賀郡一円」を削る。

熊本県の部白川・菊池川の項中「鹿本郡一円」を削る。

宮崎県の部大淀川の項中「宮崎郡一円」を削り、同部広渡川の項中「南那珂郡一円」を削る。

鹿児島県の部北薩の項中「大口市一円」を削り、「薩摩川内市一円」を「伊薩摩川内佐市一円
伊佐市一円　」に改め、「伊佐郡一円」を削り、同部姶良の項中「霧島市一円」を「霧姶島良市一円
霧島市一円　」に改め、同部南薩の項中「南さつま市一円」を「南南さつま州九市一円
南さつま市一円　」に改め、「揖宿郡一円」及び「川辺郡一円」を削る。